

# ○土木工事等建設資材単価公表要領

## (趣旨)

第1条 公共工事の執行については、透明性・競争性・客観性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つでもある建設資材単価（以下「資材単価」という。）を公表することにより、受注者の的確な見積りに質するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

## (公表の内容)

第2条 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公表の対象は、つくば市が発注する土木工事等の積算に用いる資材単価とする。
- (2) 公表の範囲は、資材単価のうち、一般的な資材については（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会から市販されている「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済とみなし閲覧資料に含めないものとする。また、土木主要資材については、茨城県土木部より公表されている単価を採用（茨城県土木部をつくば市と読替え適用）しており、これらを掲載する。

## (公表の方法)

第3条 公表の方法は閲覧及びインターネットによるものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資材単価の閲覧場所は、つくば市建設部道路整備課とする。
- (2) 公表資料の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置し、希望者に閲覧させるものとする。
- (3) 公表資料のコピーは、カメラ及びハンディーコピー等の持込み機器を使用する場合のみ可とする。
- (4) 閲覧時間は、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。
- (5) インターネットによる公表の掲載場所は、茨城県検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて、茨城県土木部をつくば市と読み替えることで、つくば市のホームページ上での掲載に代わって公表しているものとする。

## (閲覧留意事項)

第4条 閲覧人は、係員の指示に従い指定された場所で閲覧し、これを指定閲覧場所外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

- 2 公表資料の貸出は、行わないものとする。
- 3 資材単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには一切応じないものとする。
- 4 公表する資材単価の公表時期は、原則年4回（4月、7月、10月、1月）とする。
- 5 この要領の定め違反し、又は係員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することがある。

## 附 則

この要領は、平成28年11月1日から適用するものとする。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用するものとする。